

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（介護予防訪問サービス）
重要事項説明書

（静岡県指定 2271100808 号）

社会福祉法人炉暖会 ホームヘルプセンター炉暖の郷

はじめに

当事業所は介護保険の指定を受け、ご契約者に対して第1号訪問事業（介護予防訪問サービス）をご提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容・契約上のご注意いただきたいことを次のとおりご説明します。

当サービスのご利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1」「要支援2」又は事業対象者と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は条件により可能です。

目 次

- 1、 事業者
- 2、 事業所の概要
- 3、 職員の配置状況
- 4、 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 5、 利用の中止と追加・変更
- 6、 苦情の受付について
- 7、 個人情報の使用等及び秘密保持
- 8、 第三者評価実施状況報告
- 9、 緊急時、及び事故発生時の対応

1、事業所名

| | | | |
|-------|---------------------|------|--------------|
| 法人名 | 社会福祉法人 炉暖会 | | |
| 法人住所 | 静岡県沼津市足高字尾上 24 番 24 | 電話番号 | 055(927)3939 |
| 代表者名 | 理事長 後藤 政美 | | |
| 設立年月日 | 平成15年1月6日 | | |

2、事業所の概要

| | | | |
|----------|--|------|--------------|
| 事業所の種類 | 第1号訪問事業（介護予防訪問サービス） | | |
| 事業所名 | ホームヘルプセンター炉暖の郷 | | |
| 事業所の所在地 | 静岡県沼津市足高字尾上 24 番 24 | 電話番号 | 055(927)3939 |
| 開設年月日 | 平成15年8月15日 | | |
| 事業所の目的 | 第1号訪問事業（介護予防訪問サービス）は、介護保険法に従い、利用者（契約者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。 | | |
| 管理者氏名 | 後藤 政美 | | |
| 当事業の運営方針 | 利用者の、個々の人間性を尊重した生活介護を基本とし、利用者個人の生活が快適に且つ在宅生活の心身の機能維持等がはかれるよう、よりよい在宅ケアに努めます。 | | |
| 通常の実施地域 | 沼津市の区域（戸田、静浦、内浦、西浦、大平地区を除く） | | |
| 営業日 | 週6日（月曜日～土曜日）、ただし日曜及び12/30～1/3までを除く | | |
| 受付時間 | 月～金 8時30分～17時30分 | | |
| サービス提供時間 | 月～土 8時30分～17時30分 | | |

3、職員の配置状況

ホームヘルプセンター炉暖の郷では、ご利用者に対してホームヘルプサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

【主な職員の配置状況】

() 内は他事業との兼務可

| 職 種 | 常 勤 | 非常勤 | 常勤換算 | 指定基準 |
|-------------|-----|-----|------|------|
| 1、管理者 | (1) | | | (1) |
| 2、サービス提供責任者 | 2 | | 2 | 1 |
| 3、訪問介護員 | 4 | 1 | 4. 2 | 2. 5 |
| 介護福祉士 | 4 | 1 | | |
| ヘルパー 1 級 | | | | |
| ヘルパー 2 級 | | | | |
| | | | | |

*職員の配置については、指定基準を遵守します。

R 3. 4. 1 現在

4、当事業所が提供するサービスと利用料金

1、介護保険給付対象となるサービス（以下のサービス）

訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

| | |
|------|---|
| 身体介護 | 利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能や意欲を高めるために利用者と共にを行う援助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助、自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（日常生活を営む機能を高める観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りなど）など |
| 生活援助 | 家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、衣服の整理など |

① 1割負担の方は、介護報酬の90%が介護保険から給付されますので、10%のご利用者ご本人の負担となります。

② H27.8.1 介護保険制度改正より 2割負担の方は、介護報酬の80%が介護保険から給付されますので、20%のご利用者ご本人の負担となります。

③ H30.8.1 介護保険制度改正より 3割負担の方は、介護報酬の70%が介護保険から給付されますので、30%のご利用者ご本人の負担となります。

利用料

| サービス名称 / 単位数 (対象者) | 基本利用料 | 利用者負担 (1割) | 利用者負担 (2割) | 利用者負担 (3割) |
|---|----------------------|---------------|---------------|---------------|
| 訪問型サービス費Ⅰ 1176 単位 (事業対象者・要支援1・2) | 14,406 円 (1 月あたり) | 1,441 円 | 2,882 円 | 4,322 円 |
| 訪問型サービス費Ⅱ 2349 単位 (事業対象者・要支援1・2) | 28,781 円 (1 月あたり) | 2,879 円 | 5,757 円 | 8,635 円 |
| 訪問型サービス費Ⅲ 3727 単位 (事業対象者・要支援2) | 45,669 円 (1 月あたり) | 4,567 円 | 9,134 円 | 13,701 円 |
| 訪問型サービス費Ⅳ 268 単位 (事業対象者・要支援1・2) | 3,287 円 (1 回につき) | 329 円 | 658 円 | 987 円 |
| 訪問型サービス費Ⅴ 272 単位 (事業対象者・要支援1・2) | 3,328 円 (1 回につき) | 333 円 | 666 円 | 999 円 |
| 訪問型サービス費Ⅵ 287 単位 (事業対象者・要支援2) | 3,512 円 (1 回につき) | 352 円 | 703 円 | 1054 円 |
| 訪問型サービス費(短時間サービス) 167 単位 (事業対象者・要支援1・2) | 2,052 円 (1 回につき) | 206 円 | 411 円 | 616 円 |

※料金のご利用者様1部負担額の1月または1回あたりの目安を表示したものです。

1か月の合計で計算した場合等、端数処理の関係で、誤差が生じる場合があります。

※利用料は介護職員処遇改善加算Ⅰ 13.7%、介護職員等特定処遇改善Ⅰ 6.3%、
地域区分率 10.21 が含まれています。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せをする対応となります。対象期間が9月末までと短期間であるため、上記、基本料金表には含まれておりません。

*訪問型サービスのサービス名称、サービスの内容、算定方法等について

<提供時間について>

「1日」の提供時間は最大60分以内です。

要支援1の方に1週あたり120分を超えたサービスを提供することはできません。

<1週の考え方>

1週で何回サービスを提供したかを計算します。

週の始まりは日曜日、終わりは土曜日としております。ただし、月初や月末について、始まりが日曜日ではない、または終わりが土曜日でない場合も1週とします。

<訪問型サービスの算定方法>

「1月あたり」のサービス単位と「1回につき」のサービス単位が設定されています。

その月の計画上に位置付けられたサービスに基づき、「1月あたり」の単位もしくは「1回につき」の単位を使用します。そのため、サービス提供月によって算定方法が異なります。

・「1月あたり」 月額単位を使用する場合

訪問型サービス費Ⅰ(事業対象者・要支援1・2) ・ 1,176 単位/月

週60分以下 (週1回程度) のサービスが5週以上必要とされた方に対しサービス提供した場合

訪問型サービス費Ⅱ(事業対象者・要支援1・2) ・ 2,349 単位/月

週60分超120分以下 (週2回程度) のサービスが5週以上必要とされた方に対しサービス提供した場合 *回数単位の算定上限回数 (= 8回) を超えている場合

訪問型サービス費Ⅲ(事業対象者・要支援2) ・ 3,727 単位/月

週120分超 (週2回を超える程度) のサービスが5週以上必要とされた方に対しサービス提供した場合 *回数単位の算定上限回数 (= 12回) を超えている場合

・「1回につき」回数単位を使用する場合

訪問型サービス費Ⅳ(事業対象者・要支援1・2) ・ 268 単位/回

週60分以下(週1回程度)のサービスが4週まで必要とされた方に対しサービス提供をした場合

訪問型サービス費Ⅴ(事業対象者・要支援1・2) ・ 272 単位/回

週60分超120分以下(週2回程度)のサービスが4週まで必要とされた方に対しサービス提供した場合

訪問型サービス費Ⅵ(事業対象者・要支援2) ・ 287 単位/回

週120分超(週2回を超える程度)のサービスが4週まで必要とされた方に対しサービス提供した場合

訪問型サービス費(短時間サービス)(事業対象者・要支援1・2) ・ 167 単位/回

1回あたり20分未満のサービスを1月に22回以内必要とされた方に対し22回までサービス提供した場合

＜月途中で「状態が変化して」または「ご本人の都合等」で変更する場合の

算定方法について＞

当初の計画を月途中で「状態が変化して」または「ご本人の都合等」で変更する場合の算定方法については月の途中で変更は行いません。あくまでも計画上に位置付けられた単位数にもとづき算定を行います。ただし、利用実績がなかった週については、その週は算定はせず、利用実績があった週を算定いたします。

単位数と算定回数早見表

| 単位数と算定回数 早見表 | 週 60 分以下 (<u>週 1 回程度</u>) | 週 60 分超 120 分以下 (<u>週 2 回程度</u>) | 週 120 分超 (<u>週 2 回を超える程 度</u>) | 20 分未満 短時間サービス |
|-----------------|--------------------------------|--|---|-----------------------------|
| 1 週の提供 | 268 単位 × 1 回 | 272 単位 × 2 回 | 287 単位 × 3 回 | 1~22 回/月 167 単位 × 1~22 回 |
| 2 週の提供 | 268 単位 × 2 回 | 272 単位 × 4 回 | 287 単位 × 6 回 | |
| 3 週の提供 | 268 単位 × 3 回 | 272 単位 × 6 回 | 287 単位 × 9 回 | |
| 4 週の提供 | 268 単位 × 4 回 | 272 単位 × 8 回 | 287 単位 × 12 回 | |
| 5 週の提供 | 1176 単位 | 2349 単位 | 3727 単位 | |

※訪問型サービスを回数単位を使用して算定する場合は、それぞれの週の提供（計画）時間に合わせて算定します。

① 1 週に 60 分以下のサービスを提供（計画）
⇒算定単位「1 回につき (週 1 回程度)」 × 1

② 1 週に 60 分超 120 分以下のサービスを提供（計画）
⇒算定単位「1 回につき (週 2 回程度)」 × 2

③ 1 週に週 120 分超のサービスを提供（計画）
⇒算定単位「1 回につき (週 2 回を超える程度)」 × 3

加算

※ 初回加算 200単位/月 初回のみ

新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合、または、他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行した場合のいずれか1回に加算します。

※ 所定単位数に介護職員処遇改善加算Ⅰ 13.7%を加算 1月につき

介護職員処遇改善加算Ⅰは、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。

※ 所定単位数に介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 6.3%を加算 1月につき

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰは、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的とした制度です。その取組を行う事業所に認められる加算です。

その他

※地域区分として沼津市は「7級地」であるため合計単位数に地域区分率10.21円乗じられます。

※利用料は介護職員処遇改善加算Ⅰ 13.7%、介護職員等特定処遇改善Ⅰ 6.3%、地域区分率10.21が含まれています。

◎介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。変更の際は、新しい利用料を書面でお知らせします。

2、介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

- ア、介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス又は介護保険外のサービスを受ける方
- イ、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者負担となります。介護保険外のサービスの方も全額負担

3、料金のお支払い方法

前記①、②の料金・費用は、1ヶ月ごと計算しご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい

ア、指定口座へのお振込み（振込料はご負担願います。）

南駿農協 金岡支店 普通 302876 社会福祉法人 炉暖会
理事長 後藤 政美

イ、事業所へ直接現金払い

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間に事務所窓口でお受けいたしますが、なにとぞ金融機関でのお支払いをご利用ください。

ウ、口座引き落とし

ご利用者様、又はご家族様の口座から自動引落とし(毎月27日、休日の場合は翌営業日)金融機関は問いません。引落日前日までにご入金をお願いいたします。

※農協口座の引落は毎月25日、休日の場合は翌営業日となります。

5、利用の中止、変更、追加

- 炉暖の郷と契約と契約をされているご利用者は、利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、サービス利用を中止又は、変更、もしくは新たなサービスの利用の追加をすることができます。この場合には、サービスを受ける前日までに申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として「介護保険自己負担相当額」をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、ご利用の期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日等を提示し協議いたします。
- ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既
に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6、苦情の受付について

当事業所の苦情の受付やご相談

苦情受付担当

○ホームヘルプセンター炉暖の郷 サービス提供責任者 河野 吉明 ・ 常峯 初代

電話番号 電話番号055(927)3939

○受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

○上記の苦情受付以外にも、各関係機関に苦情相談受付窓口が設置されています。

- ・ 沼津市役所 長寿介護課 055-934-4835
- ・ 静岡県国民健康保険団体連合会（国保連） 054-253-5590（苦情専用）
- ・ 静岡県福祉サービス運営適正化委員会（静岡県社会福祉協議会 内）054-653-0840

7、個人情報の使用等及び秘密保持

利用者の個人情報につきましては、必要な範囲において使用、収集致しますが、事前に個人に関する取り扱いについての説明と同意を行います。個人情報の利用目的を変更する場合はあらかじめ通知し同意を得るものとします。

また、知り得た情報につきましては秘密義務のもと、業務を行い、職から離れた場合、退職後も同様に行うものとします。

8、第三者評価実施の状況

直近の第三者評価実施状況は下記の通りです。

実施日 H19年9月21日

実施した評価機関の名称 日本社会福祉会静岡県支部

評価結果の開示場所 静岡県社会福祉士会ホームページ

9、緊急時、及び事故発生時の対応について

サービスの提供中、または提供により利用者の容態に急変が生じた場合、または事故が発生した場合、そしてその他の緊急事態が生じたときは、速やかに救急隊、主治医、協力医療機関、市町村、利用者の担当居宅介護支援事業所、ご家族等へ連絡し必要な措置を講ずるものと致します。

年 月 日

第1号訪問事業（介護予防訪問サービス）の提供につき、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

| | | |
|-----|-------|------------------|
| 事業所 | 法人所在地 | 静岡県沼津市足高字尾上24-24 |
| | 法人名 | 社会福祉法人炉暖会 |
| | 代表者名 | 理事長 後藤政美 |
| | 事業所名 | ホームヘルプセンター炉暖の郷 |
| | 説明者氏名 | サービス提供責任者 |

⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、第1号訪問事業（介護予防訪問サービス）の提供開始に同意しました。

| | | | |
|------|----|--|-----|
| ご利用者 | 住所 | | |
| | 氏名 | | |
| 代筆者 | 氏名 | | 続柄等 |

⑩

| | | | |
|-----|----|--|--|
| 代理人 | 住所 | | |
| | 氏名 | | |

⑩